

生活圏域の設定に対する考え方(試案)

【柏市における生活圏域を次のように設定します】

- 1 「大圏域」の設定……………第四次総合計画に定める3ゾーンに対応
- 2 「中圏域」の設定……………介護サービス基盤整備を核とした7つのエリアを設定します。
- 3 「小圏域」の設定……………20のコミュニティ区に対応
(24の地域社会福祉活動エリア)

【設定の理由】

- 1 「大圏域」の設定……………第四次総合計画に定める3ゾーンに対応

(1) 柏市におけるまちづくりの方向

- ・ 柏市は、平成13年度から平成27年度の15年間を期間とする第四次総合計画を定めて街づくりを進めてきています。
- ・ その中の第5部「地域整備の方向」にまちづくりの考え方が示されています。

(2) 地域整備の考え方【第四次総合計画163ページから】

本計画の目標に掲げた将来都市像を実現するためには、市内各地域の資源や課題を踏まえ、各地域の特性を活かしたまちづくりを進めながら、地域間の補完と連携によって、バランスの取れた発展を目指すことが必要です。そのため、3つのゾーンごとに、各地域の特性や柏市のまちづくりにおける位置付け、これまでのまちづくりの経緯を明らかにした上で、今後の街づくりの具体的な方向を整理します。

(3) ゾーニングの考え方【第四次総合計画164ページから】

柏市では、市内を17のコミュニティ区に区分し、これを単位として様々なコミュニティ活動が展開されてきました。一方、バランスの取れたまちづくりは、一地区に対する整備の考え方だけでなく、まち全体としてどのような調和が図られるか等を検討し、一貫した方向性のもとにすすめることが必要です。

このような考え方から、17コミュニティ区を基礎単位としつつ、各地域の特性を考慮して市域を大きく3つのゾーンに区分し、各ゾーンの特性に応じたまちづくりの構想をとりまとめてきました。

- 北部ゾーンにおいては，つくばエクスプレスの整備や東京大学の進出などを契機として，既存の緑地や水辺の自然環境と調和しつつ，活力と魅力を備えた多様な都市機能が集積する新たな市街地の形成を図る「緑園都市構想」を進めています。
 - 中央ゾーンにおいては，東葛飾北部地域の交通の要衝としての特性を活かし，常磐線沿線地域(南柏駅，柏駅，北柏駅)を中心とした，広域商業や文化・生活など都市機能を充実させ，あわせて手賀沼・大堀川等の水辺空間の活用により居住環境の改善を図り，市民がいきいきと暮らすことができるまちをめざします。
 - 南部ゾーンにおいては，急激に宅地化が進展した経緯から課題となっている都市基盤整備や，リフレッシュ拠点をはじめとする公共施設整備を進め，豊かな自然環境を活かしながら，生活環境の向上を図る「緑住都市構想」を進めています。
- ◎この第四次総合計画に示された3つのゾーンによる地域整備の方向を「**大圏域**」として捉えます。

2 「中圏域」の設定……………介護サービス基盤整備を進めるため7つのエリアを設定します。

この中圏域を介護保険法に規定する柏市の「生活圏域」として地域密着サービスなどの市町村整備計画を策定することとします。

(1) 中圏域設定の主な条件

- ・大圏域及び小圏域に関連したものとしします。
- ・面としての連続性が確保されたものとしします。
- ・合併による市制施行当時から，その後の市政発展の状況を勘案します。(旧の田中，富勢，千代田，土，小金，沼南)
- ・北部整備(エクスプレス開通含む)のまちづくりを勘案します。
- ・高齢者人口・要介護認定者数を勘案します。

(2) 中圏域の設定(案)

●北部ゾーン 102,392人

①北部1……田中・西原エリア

総人口	46,350 人
高齢者人口	6,837 人
要介護認定者	1,002 人

②北部 2 …… 富勢・松葉・高田エリア

総人口	56,042 人
高齢者人口	7,708 人
要介護認定者	1,091 人

●中央ゾーン 124,517 人

①中央 1 …… 豊四季台・新富・旭町エリア

総人口	58,949 人
高齢者人口	9,422 人
要介護認定者	1,124 人

②中央 2 …… 柏中央・新田原・富里・永楽台エリア

総人口	65,568 人
高齢者人口	10,407 人
要介護認定者	1,358 人

●南部ゾーン 148,876 人

①南部 1 …… 増尾・南部・藤心エリア

総人口	61,246 人
高齢者人口	10,058 人
要介護認定者	1,318 人

②南部 2 …… 光ヶ丘・酒井根エリア

総人口	41,037 人
高齢者人口	7,339 人
要介護認定者	910 人

③沼南 …… 手賀・風早北部・風早南部エリア

総人口	46,593 人
高齢者人口	6,903 人
要介護認定者	727 人

(3) 各中圏域のデータ

資料 6 のとおり

3 「小圏域」の設定 …… 20 のコミュニティ区に対応

- ・急激な人口増により発展してきた柏市では、新旧住民の融和と地域の自治意識向上を図るため、「ふるさと運動」を進めてきました。この運動を推進するにあたり、町会・自治会区割りを基本とし、さらに地域特性や住民意識、人口などを考慮して、市内を 17 のコミュニティエリアに分けたまちづくりを進めて

きました。

- 平成17年3月28日に沼南町と合併し、新柏市が誕生し、これまでの17コミュニティエリアに旧沼南町の3つのエリアが加わり、20のコミュニティエリアとなっています。
- 各コミュニティエリアには、住民の活動拠点として近隣センターを整備し、あわせて市民活動の母体となる「ふるさとづくり協議会」が組織され、様々な地域活動が実施されてきました。またより身近な活動施設として町会・自治会を単位とした「ふるさとセンター」も建設されています。

こうしたことから、20のコミュニティエリアを「**小圏域**」として捉え、住民主体の地域福祉活動の基本単位とします。